

## 京都府公立大学法人理事会規程

平成20年4月1日  
京都府公立大学法人規程第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人定款(以下「定款」という。)第14条に規定する理事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (招集等)

第2条 理事会は、定款第15条の規定により、理事長が招集する。

2 理事会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

### (議長の職務代理)

第3条 議長があらかじめ指名する副理事長は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

### (構成員以外の出席)

第4条 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 定款第16条第5項の規定により理事会に出席した監事は、議決に加わる権利は有しない。

### (議事録の作成)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

### (庶務)

第6条 理事会の庶務は、総務室において処理する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議を経なければならない。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。